

やさしいまちの情報誌

# めるへ

No.28

ふれあいのまちづくり啓発事業

発行：社会福祉法人 玖珠町社会福祉協議会 TEL 2-5513 FAX 2-2816  
大分県玖珠郡玖珠町大字岩室24番地の1（くすまち総合福祉センター内）

玖珠町役場

森駅

くすまち  
総合福祉センター

森高校

## 笑って しゃべって ふれあって

『ひとり暮らしを楽しむ会』5地区で開催



「あんた、テンポが  
あつちよらんよ！」  
「あらやだ！」

▲余興も衣装も年々豪華に！



▲指を動かして頭の体操



▲民生委員も婦人会パワーに  
負けてはおられん！  
今年も金藤ばあさん大ハッスル！

平成13年度の歳末たすけあい募金の益金で、町内70歳以上のひとり暮らしの方を対象に、各地区婦人会・民生委員・ボランティアの協力を得て、ふれあい会を開催しました。

おしゃべりをしながら、婦人会お手製のおいしーい弁当に舌鼓を打った後は、昔懐しい歌を合唱したり、余興を楽しんだりして、半日を過ごしました。

シリーズ

# わがまち くす町

# 福祉のまち?

第1回 障害者も  
住みよいまち?

昨年4月、塚脇に「わ～くす・たんぽぽ」(知的障害者の通所授産施設)が開所したのは記憶に新しいと思います。

「施設がなくても、(知的に)ハンディを持つ人が地域の中で、皆と同じように暮らせるまちになるといいですね」、のそこの施設長さんの言葉に共感。

さて、そんな「福祉のまち」になれるのか?これからシリーズで、さまざまな福祉ニーズを通して、今地域で個人で何ができるのかを考えていきたいと思います。

## ◆施設の役割◆

「わ～くす・たんぽぽ」は、知的にハンディを持つ人が働く場になっています。

定員15名のうち、現在の利用者は11名で、“喫茶さんぽ”を運営しています。

営業時間は利用者の立場に立って、平日の午前10時から午後3時までですが、地域の人の「土・日も開いているといいなあ」の声も将来的には反映していきたいとのことです。

原材料費を引いた売上げがすべて利用者の給料になりますが、何よりハンディを持つ人の社会参加と、地域の皆さんとの交流を主としています。



▲新作シフォンケーキ作りにも熱が入ります

## ◆障害があっても働きたい! 地域で暮らしたい! ◆

日田玖珠管内の障害者の求職や雇用状況は下の通りとなっています。

### 「障害者の雇用の促進等に関する法律」による雇用基準

区分		雇用基準
民間企業	一般の民間企業	1.8%以上
	特殊法人	2.1%以上
国・地方公共団体	非現業的機関	2.1%以上
	現業的機関	2.0%以上

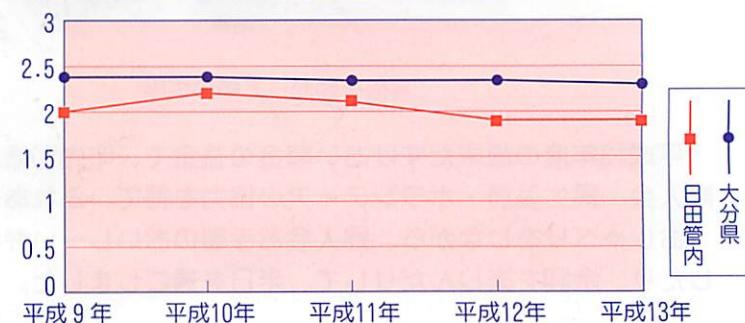
能力のある人は、施設にとどまらず、地域にて働き、自活したいと希望している人も多いようです。

実際のところ、親御さんの立場としても、ハンディを持つ子供を地域の人にも理解してもらい、自分たちがいなくてもあたり前に生活していく欲しいという強い願いを持っています。

### 日田管内における身体障害者等の求職登録状況について (平成13年1月末現在)

	登録者全数	有効求職者 (職に就きたい人)	就業中の者 (職に就いている人)	保留中の者 (入院等で就けない人)
身体障害者	388	134	231	32
身体障害者以外 ( )内は、知的障害者	154 (141)	43 (38)	97 (94)	12 (8)

### 大分県と日田管内の実雇用率の推移



## ◆まちに、わたしたちに立ちはだかる4つのバリア(壁)?◆

どんなバリア(壁)があるかをチェックしてみてはいかがでしょうか。

### 物理的バリア

「段差がない」など、車イスでも動きやすい設計等、「バリアフリー」化がすすんでいますか?



### 制度的バリア

障害があるために、進学や就職が阻まれることはないでしょうか?



### 文化的バリア

聴覚や重度の障害があるために、情報の入手や移動の自由が阻まれていないでしょうか?



### 意識的バリア

偏見・無関心など、何より私たちが心の障害者になっていないでしょうか。



## ◆今、わたしたちにできることは?◆

最近、この玖珠町でも知的障害者や重度の身体障害を持つ方の施設への通所や、通院などのための移送・ガイドの必要性が高まってきています。

地域福祉の推進を担う社会福祉協議会としても、早急に取り組むべき課題となっていますが、さらに住民の皆様の理解と協力を得て、これから「福祉でまちづくり」を目指していきたいと思います。



◀▲全国でも次々にボランティアによって移動の自由が広がっている。

# こんなサービス 知っちゃった?

買い物や家の掃除、草刈りなど日頃の生活で「ちょっと助けがあるといいなあ」と思うことはありませんか?

このサービスは町内の65歳以上のひとり暮らしの方・高齢者のみの世帯の方等であれば誰でも利用でき、一定の研修を受けた援助員がお宅を訪問いたします。

どうぞお気軽にご利用下さい。

## ★利用できる日時★

月～金曜日の  
午前9時～午後5時  
(日・祝祭日、盆・年末年始は除く)

## サービス内容

★通院のお手伝い… 食材などの買物 洗濯 など	1時間あたり <b>200円</b>
★家屋の修繕 家屋内の掃除 など	1時間あたり <b>500円</b>
★草刈り	1時間あたり <b>1,000円</b>

※サービスの一例です。  
※利用料は30分単位でいただきます。  
※複数のサービスをご利用いただけます。  
※原材料費については利用者の実費負担になります。

## 軽度生活援助事業



## 申し込み

玖珠町役場福祉課

☎2-1111

在宅介護支援センター はね

☎2-7190

在宅介護支援センター 玖珠園

☎2-7181

玖珠町社会福祉協議会

在宅介護支援センター

☎2-9225

## 派遣決定



## サービス開始!

くわしいお問い合わせは

玖珠町社会福祉協議会

☎2-5513まで

# 再就職に向け頑張っている方に朗報!!

生計中心者の失業によって生活の維持が困難となつた世帯へ  
**離職者支援資金(新設)をご利用いただけます!!**

長引く不況の中、失業者数の増加が社会問題となっています。

失業者の増加に対し、求人数は低迷しており再就職戦線も厳しくなっているのが現況です。

そのような中、失業により生活の維持が困難な方の再就職までの支援として、生活福祉資金をご利用いただけます。

皆様、万全の備えで、再就職戦線を無事に乗り越えられますよう、応援いたします。

## ●貸付対象

次の用件の全てに該当する場合に貸付が受けられます。

- ①生計中心者の失業によって生活の維持が困難となつた世帯であること
- ②生計中心者が就労することが可能で、求職活動等を精力的に行っていること
- ③生計中心者が就労することにより、世帯の今後の生活の見通しが明らかのこと
- ④生計中心者が離職の日から2年を超えていないこと
- ⑤生計中心者が雇用保険の一般求職者給付を受給していないこと

## ●貸付限度額

月額20万円（単身世帯は10万円）

## ●貸付期間

12ヶ月以内

## ●貸付金の利率

年3%

## ●連帯保証人

原則として2名の連帯保証人が必要

## ●貸付の償還

貸付期間終了後6ヶ月を据置期間（無利子）とします。  
据置期間経過後5年以内で償還をしていただきます。



詳しくは、玖珠町社会福祉協議会

(☎ 2-5513)までご相談ください。

3月

相談場所

# ふれあい総合相談センター

(くすまち総合福祉センター内)

こまつらおいで

電話2-5001

FAX2-5181

日	月	火	水	木	金	土
					1 母子・寡婦 相談	2 身障相談
3 高齢者福祉 ・介護相談 ・痴呆相談	4 保健・医療 相談	5 子育て・ 教育相談	6 社会保険・年金 相談 巡回相談	7 行政相談	8 住宅改造 相談	9
10 税金相談	11 消費生活 相談	12 知的障害 相談	13 高齢者 職業相談	14 母子・寡婦 相談	15 身障相談	16
17 高齢者福祉 ・介護相談 ・痴呆相談	18 保健・医療 相談	19 子育て・ 教育相談 法律相談	20 春分の日	21 行政相談 巡回相談	22 住宅改造 相談	23
24 高齢者福祉 ・介護相談 ・痴呆相談	25 消費生活 相談	26 知的障害 相談	27 高齢者 職業相談	28 母子・寡婦 相談 巡回相談	29 身障相談	30
31						

## 専門相談会

曜日	相談種類	相談内容	開設時間
月	高齢者福祉・介護・痴呆相談 (毎月第2月曜日のぞく)	高齢者の福祉・介護・痴呆・制度利用などに関すること	
火	税金相談 (毎月第2月曜日のみ)	税金に関すること	
水	保健・医療相談 (隔週)	健康問題・保健衛生・医療などに関すること	
木	消費生活相談 (隔週)	訪問・通信販売等のトラブルなどに関すること	9:00 ~ 11:30
金	子育て教室相談 (隔週)	乳幼児の子育て・教育などに関すること	
土	知的障害相談 (隔週)	知的障害などに関すること	
月	社会保険・年金相談 (隔週)	社会保険・年金などに関すること	
火	高齢者職業相談 (隔週)	高齢者の就職・斡旋に関すること	
水	行政相談 (隔週)	行政上の苦情・意見に関すること	
木	母子・寡婦相談 (隔週)	母子・寡婦福祉に関すること	
金	身障相談 (隔週)	身体障害福祉・介護に関すること	
土	住宅改造相談 (隔週)	高齢者・障害者向け住宅の増改築等に関すること	
月	ボランティア相談 電話予約受付 相談日案内	ボランティアに関すること 法律相談の予約受付 相談日のご案内	9:00 ~ 17:00

## 巡回相談会

相談種類	相談日・相談場所	相談時間
心配ごと相談 人権相談	7日(北山田公民館)・13日(老人福祉センター) 22日(玖珠公民館)・29日(八幡公民館)	9:00 ~ 12:00

※相談はすべて無料です。相談内容については秘密を守ります。

## 法律相談会

相談種類	相談日時	特記
法律相談	3月20日の13:30~16:30	要予約

※法律相談については、電話等で前日までにご予約のうえ来所して下さい。

## お知らせ1

— 健康福祉事業第3弾 —

# われら現役大会

とき: 平成14年3月17日(日)  
13時30分開会

ところ: くすまちメルサンホール

内容: 講演 「“ありがとう”には  
“ありがとう”がこだまする」

講師 大分大学 山岸先生 など

◎入場無料です。たくさんの皆さんのが参加をお待ちしています。

環境にやさしい  
参加賞を  
さしあげます

## お知らせ2

門出自治区から、平成13年12月17日に納入がありました歳末たすけあい募金は、「NHK歳末たすけあい」へ送金させていただきました。

